

令和元年 12 月 23 日

令和元年台風第 19 号に係る災害復旧工事等の円滑な実施等について

さくら市総合政策部財政課

本市が発注する建設工事について、令和元年台風第 19 号による市内での甚大な被災を鑑み、さくら市建設工事請負契約書第 11 条第 3 項に規定する現場代理人の兼務を、下記のとおりとします。

記

1. 現場代理人の兼務について

さくら市建設工事請負契約書第 11 条第 3 項の規定を適用し、以下のすべての要件を満たす場合は、現場代理人の兼任を認めることとします。ただし、工事現場における運営、取締り、安全管理等に支障がある場合を除きます。

- ① 兼務する工事の距離 さくら市内全域
- ② 兼務する工事の件数 3 件
- ③ 兼任する工事の対象 さくら市が発注する工事

2. 適用期間

令和 2 年 3 月 31 日までに発注する建設工事

3. 現場代理人の兼務する場合の手続きについて

- ① 契約時に提出する現場代理人等届出書に「現場代理人兼任届出書（別紙）」を添付し提出してください。
- ② 既発注工事と兼任する場合は、既発注工事の監督員と協議の上、工事打合せ簿に「現場代理人兼任届出書（別紙）」を添付し提出してください。

4. 他の工事と兼務する場合の連絡体制の確保について

- ① 現場代理人は一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければなりません。また、兼務する工事のいずれかの工事現場に常駐しなければなりません。
- ② 現場代理人は監督員及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとらなければなりません。
- ③ 作業期間中に現場代理人が他の工事の兼務のため不在となる時は、連絡員が当該現場に常駐しなければなりません。

5. 現場代理人専任等の基準一覧表（新旧対照表）

| | 現行 | 改正後 |
|---|-------|-----|
| 請負金額 | 現場代理人 | |
| 3,500万円以上 (建築7,000万円以上) | 常駐・専任 | 兼任可 |
| 1,000万円以上 3,500万円未満 (建築7,000万円未満) | 常駐・専任 | 兼任可 |
| 1,000万円未満 | 兼任可 | 兼任可 |
| 兼任可能工事数 | 2件 | 3件 |